

平成29年第2回定例会 経済建設常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成29年6月23日（金） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第4号 建設下請業者の社会保険加入問題に関する請願書
 議第91号 市道路線の認定について
 議第92号 市道路線の廃止について
 議第93号 村上市上下水道事業審議会条例制定について
 議第94号 11t級除雪ドーザ（サイドスライドアングリングプラウ）購入契約の締結について
 議第98号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 議第99号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）
- 4 出席委員（8名）
- | | |
|----------|----------|
| 1番 川村敏晴君 | 2番 本間善和君 |
| 3番 平山耕君 | 4番 本間清人君 |
| 5番 姫路敏君 | 6番 大滝久志君 |
| 7番 小田信人君 | 8番 川崎健二君 |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
- | | | |
|--------|--------|--------|
| 小杉武仁君 | 鈴木好彦君 | 稲葉久美子君 |
| 鈴木いせ子君 | 竹内喜代嗣君 | 小林重平君 |
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
副議長 大滝国吉君
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|------------|---------------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 財政課長 | 田邊 覚君 |
| 同課契約検査室長 | 大西 敏君 |
| 農林水産課長 | 山田 義則君 |
| 同課農業振興室長 | 小野 道康君（課長補佐） |
| 同課林業水産振興室長 | 大滝 敏文君（課長補佐） |
| 農業委員会事務局長 | 小川 寛一君 |
| 商工観光課長 | 竹内 和広君 |
| 建設課長 | 中村 則彦君 |
| 同課整備室長 | 伊与部 善久君（課長補佐） |
| 同課管理室長 | 五十嵐 忠幸君（課長補佐） |
| 同課管理室副参事 | 風間 貴志君 |
| 同課日沿道対策室長 | 山田 知行君（課長補佐） |
| 都市計画課参事 | 本間 孝則君 |
| 同課建築住宅室長 | 志村 悟君（課長補佐） |
| 下水道課長 | 早川 明男君 |

同課管理業務室長	稲垣秀和君(課長補佐)
同課管理業務室係長	齋藤健一君
水道局長	川村甚一君
同局工事係副参事	菅原和英君
同局管理業務室長	内山治夫君(課長補佐)
同局管理業務室係長	宮村勉君
同局管理業務室係長	本間孝幸君
村上支所村上水道事務所長	山田広良君(課長補佐)
荒川支所産業建設課長	佐藤義信君
神林支所産業建設課長	長柄長司君
朝日支所産業建設課長	大滝清考君
山北支所産業建設課長	加藤泰君

10 議会事務局職員

局長	小林政一
係長	鈴木涉

(午前10時00分)

委員長(川崎健二君)開会を宣する。

○当委員会の審査の順序については、請願第4号について請願者の意見を聞くこととしたので、請願の審査において協議会を開催し、委員会再開後、審査日程どおり付託議案の審査をすることに異議なく、また、議会申し合わせにより請願の審査における請願者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(川崎健二君)請願者(新潟県商工団体連合会事務局長 青木敦志氏)を入室させる。

(午前10時04分)

日程第1 請願第4号 建設下請業者の社会保険加入問題に関する請願書を議題とし、紹介議員(竹内喜代嗣君)から補足説明を受けた後、請願者(新潟県商工団体連合会事務局長 青木敦志氏)から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

(補足説明)

竹内喜代嗣 事務局長来ているので、特にない。ぜひご採択をお願いする。

委員長(川崎健二君)休憩を宣する。

(午前10時05分)

委員長(川崎健二君)再開を宣する。

(午前10時22分)

(審査)

川崎委員長 それでは、これから審査に入るので、ご意見のある方は発言願う。

姫路 敏 請願事項の1番から4番あるのだけれども、末端の業者の聞き取り調査を行ってくださいとかとあるではないか、いろいろ。これ請願なれば村上市でやることなのか。こういうことをしたことがあるのか。建設課呼んでもらいたいのだけれども。この辺ちょっと聞いてみたいと思うのだけれども。

委員長（川崎健二君）休憩を宣する。
（午前10時23分）

委員長（川崎健二君）再開を宣する。
（午前10時34分）

姫路 敏 今の請願というのを請願者の趣旨も聞いたし、また協議会の中でちょっといろいろ議論をしていたのだが、請願事項のところの1番、末端の業者の聞き取り調査を行ってくださいということなのだが、これ請願に私は賛同したいとは思っているのだが、ということになると、これをあなた方に議会としてやってくれということにかわってくるので、この1番から4番までのやり方としてあなた方どんなふうに行っていくのか、これが請願で受け入れられたということになればどういうふうにするか、ちょっと聞かせてくれないか。それとも今までこういうので指導的なことで集めて何かやったりなんかしているのも含めてどういうふうに行ってきたのか。あるいはこの請願についてどういうふうに行うべきかというのをちょっと教えてくれないか。

財政 課長 まず建設業者の許可をするのが広域的な業者にあつては国だし、県内の業者にあつては県のほうでやっている。基本的に基本対応するのが国、県になるのだけれども、市で今まで特にこういう調査をしたことないし、もしするということふうになっても我々はいわゆる契約で登録に上がってくる業者さんについてだけの形に、全建設業者さんではなくて、登録に上がってこられる業者さんだけになるかというふうにする。その方たちに対して何らかの方策で聞き取りはできると思うし、またことしの4月から登録に当たっては必ず社会保険加入という条件に、元請の方だけれども、しているの、そういう対応であれば、要するに全業種まで、いわゆる全建設業者までの聞き取りは私どものほうでちょっとできないのではないかなというふうで考えている。

姫路 敏 ここに示されているのは建設業だけ、全業種というのではなくて。建設業の業種の方々を集めて聞き取りの調査をするのか、足を運んであなた方が企業を回ってその社長さんたちとこういう話を、末端たるような業者さんたちに話を聞いてこななければならないようになる。それで2番目、市内の業者さんに間違っただけの指導、具体的に書かれている。間違っただけの指導例を示して、今4番委員さんと話しして、間違っていることもあるのだというのだから、間違っただけの指導例を示してガイドラインをきちんと決めて正確な指導を、そして徹底してくださいと。いつ、誰にどういう指導を行ったかを議会に対して報告する義務があなたたちにはできてくるということでは理解してもらいたいのと、法定福利費の支払いは当たり前となるよう、市内の建設業関係の、これは今度親方の建設業関係、中小の大きいほうの方々には徹底して言うてもらう。そしてまた回ってこられた業者さんたちに対してみれば、いつでも相談窓口を設置するので、困ったことがあったら来てくださいねという窓口も設定

しなければならないのだ。それをしっかりとやっていけるように我々はあなたたちに示したいのだけれども、これ具体的にそういうことを今後どういうふうに、今すぐには言えないのだけれども、どういうふうに考えている。

契約検査室長 元請業者に対しては建設業協会なりからの要請なり勉強会なりで行って指導というか国の指導に従って、適正に下請業者さんのほうにも対応してくださいというようなことは、うちのほうから言えるかもしれないけれども、最終的には元請業者さんと下請業者さんとの契約の中での合意になるので、そこまで深いところに建設業の許可権者でない村上市が立ち入ってよいのかどうかという問題があるので、余りにも市町村が深いところまで入っていくのは難しいのではないかなというふうに考えている。

姫路 敏 ということは、請願を採択されたら我々はできないということなの。私は思うのだけれども、特定の契約に関してああしろ、こうしろという忖度みたいなことをしていたらこれは大変なことなのだけれども、ただ一般的に言えることの社会法定福利の支払いは当たり前にしてくれとか、そういうことで社会が成り立っているのだから、そういうことはやっぱり徹底してもらえないかという指導は、入り込まなくてもできる話だ、ここは。文書で通達してやってもいいと思う、市長名で。私はそういうことから考えてみると、これを我々が採択したのに、あなたたち何も動かなかったら、今度あなたたちにかみついでいかなければならない、私は今以上に。

財政 課長 今まで社会保険に関して我々のほうから、建設業に限らず各業種に財政のほうからそういった指導をしたということは、社会保険自体の中身の話になるので、今話したように契約に当たってのお願いをしているという話なのだけれども、本当に初めてのケースで、今これを見てどんなふうな流れで我々のほうで、財政なり市のほかの課内でできるのかどうか、ちょっとその辺は相談、検討していかないとわからない。なかなか即答はできないのだけれども、いずれにしても業者さんの不利益にならないようないろんな手段を講じていかなければならないし、また社会保険事務所であるとか、県のほうであるとか国のほうであるとか、その辺これ恐らく全県的に出されているようなので、各市の状況を聞きながら考えたいとは思っている。

姫路 敏 私はこの請願についてみれば賛同しているが、あなたたちのほうで今後どういうふうな動きするか、後でしっかりと聞かせていただきたいなど、こういうふうに思っている。賛同はする、私は。

本間 清人 私も下請業者の立場からいうと、大きなお世話だという部分も正直ある。今国土交通省から何カ月に1回は社会保険の調査と消費税も元請からいただいているかという聞き取りが来る。ところが、下請業者の立場からいって、例えばうちが付き合っているA業者、そこからの今回の入金300万円プラス消費税だったのに、300万円ぴったりにしてくれと、それでもらっているなんて言えるわけない。そこと同じで村上市が建設業組合に対して、下請であるB社に対してあなたは社会保険料上乗せの今市と契約している公共事業に関して、その下請全てに関して社会保険料から福利厚生費から上乗せで契約しているかという調査できるか。

財政 課長 できるできないという話になると、できないと思う、そこまでの話は。

姫路 敏 私の会社にも親会社からしっかりと消費税いただいているかと、これはマル秘ということで半年に1回ずつ、皆さん会社しているところは来る。しっかりとそこは私どものほうはいただいていると、しっかりとというふうに書いていくけれども、そういうふうな聞き取り調査というか、そういうところも含めてしっかりとこういうこ

とを浸透させるためには末端というか、1番の地方自治体が動かないと、これはいつまでも改善されない問題だと思う。だから、ある程度そういうことが何回か起っているという事実があって、初めて企業が正確な法定福利ということに対しても親会社も関心持ってくるし、あなたたちの活動のいかんにかかっているのをお願いしたいと思う。検討して。

本間 清人

ちょっと済みません。これ紹介議員にもたしか聞けるのだよね。今の課長の答弁からいくと、請願の事項である末端の業者の聞き取り調査を行ってくださいとか、市内業者に対して間違っただ指導例をガイドラインに沿った指導をしてくださいということに関して、今の課長の答弁からいえば、そこまではうちらではできないと言っているわけではないか。末端に対しての聞き取り調査できないと。そうすると、請願の趣旨からいったら、この請願をどこに向けている、行政に向けているのか、議会ですこれをやれと言っているのかの趣旨がちょっとこれわからない。例えばこれを意見書として国土交通省に対して意見書の提出をしてくれとか、新潟県知事に対して、建設業許可者は国土交通省のやつとおれらみたいな専門業者に対しては新潟県知事の建設業協会になるので、県知事に対してそういうことをやってくれと言っているのかという、意見書がついていないわけだから。村上市となれば村上市の行政がそれできないと言っているのだ。どうすればいいのだ。

竹内喜代嗣

この趣旨に、国土交通省のガイドラインの周知徹底ということでは、国土交通省が言っているわけだから。県もその問題では認めているわけだから、さっき姫路委員が言ったように、実際に国から補助金を受けたり、県から補助金を受けたりしているんな工事やったりするわけだけれども、その調査ができるかどうかと、末端の業者一人一人というのはこれかなり大変な部分かなとは思うのだけれども、ガイドラインの徹底というような通知、県とか国から来ていると思うのだけれども、それぐらいのことは市の建設業協会に対してお願いをするとか、それから入札契約があるわけだから、実際に動いている現場もあるわけだから、県と国のガイドライン、そのまま流せばそれでいいので、そのぐらいは簡単にできる。できないというのは逆におかしい。ガイドラインの徹底のお願いできないなんていうのはそれはちょっとおかしい。総務省に聞いてくれの話。

事務 局長

先ほど私のほうの相談窓口の設置はどこかという話の中で、私の思い込みもあったかもしれないが、直接こちらに、市についてのお願いということであろうかと思うが、その対応をどうするかについては、今回もしこれが仮に請願書が採択をされれば、その結果について市長に対して議会議長が報告するわけであるので、それでもって市が何らかの対応をするということに流れはなる。これは推測だけれども、例えば国土交通省のガイドラインに沿って動くのは国、県、近くであれば振興局とかと、また市の役割、県、国の役割を内容を検討してできるところから恐らくやっていかれてその報告は受けるのだろうという、そういった流れになろうかと思う。

本間 善和

今私も聞いていて、財政の課長、やはりこれは国土交通省の通達みたいな格好でガイドラインが多分県なり云々に示されたと思う。全てこの4項目100%今できなくても、私はこの通達があなた方のところへ入っているのか、建設課に入っているのか、商工観光に入っているのか、どこかに入っていると思う、市役所に来ていると思う。それでその中で例えばその文書ごと、本当に簡単な方法ですれば、先ほど竹内議員が言ったようにコピー流せばいいことだし、またお願いするよという格好で。本当にできるところからやっていって、最終的に4、1は非常に難しいことなので市長

と検討していただきたいという格好で、私なりは前向きで検討のほうに入っていた
いただきたいという回答をいただければ、それで結構だと思うのだけれども。

財政 課長 正直私ども財政課のほうには来ていない、こういう要請というのが。それでほかの
商工観光課であるとか、商工団体連合会からこれ出ている請願書なのだけれども、
あるいはそっちのほうにあるかもしれない。あるいは建設課のほうにあるかもしれ
ないけれども、いずれにしても先ほどなかなかそこまで難しいと言ったのは、末端
までの聞き取りはなかなか難しいと言いました。今本間委員さんおっしゃったのは、
ガイドラインなりの通達をそれぞれの業者さんにお流しするなり、情報提供するな
りということは当然していく、いわゆるここでいう2、3については可能なことだ
というふうには考えている。

平山 耕 仕事を出すときに例えば専門工事業者の社会保険の掛金までないと思うのだけれども、
そこまで見ているのか。例えば専門業者は下手すると1カ月に2日か3日しか
来ない人もかなりいるのだ。それをどう社会保険やっても難しいわけ。全員は無理
だと思う。その中でやっぱりなるべくなら、どこの会社でも社会保険に加入したい
ということは皆さん思っているはずなのだ。思っているのだけれども、なかなかそ
こまでやってしまうとできないということで。最近は業態が変わってきて、そうい
う人が少なくなって、やっぱり専門業者であっても1カ月に20日以上出勤する
という方々が大半だと思うのだけれども、そういうのは見ているのか、調べている
か。

契約検査室長 市のほうの建設業の登録においては、4月1日から社会保険に加入していることを
条件づけて登録を受け付けているので、元請業者については皆適正な業者となっ
ている。ただ、その下で働く専門業者というのはそういう下請のことかと思うが、下
請については国のほうでは下請にもそのような条件づけをしているようだが、まだ
市のほうでは下請の条件づけ等は行っていない。なので、詳しいところについては
確認はしていない。

平山 耕 もしこのようになれば、専門業者は本当に助かると思う。ぜひともこれは私ども賛
成したいと思うし、これを実行してもらいたいと思う、市のほうで。答弁要らない。
財政 課長 私ども財政課という立場のほうで話をさせてもらおうといわゆる登録ある業者さん、
私どもと契約をさせていただく業者さんの考えでちょっと話をさせていただいたけ
れども、こちらの請願については建設下請業者さん全般の話なので、そのことを踏
まえて関係課のほうともちょっと話をさせてもらって、商工観光課、建設課なりと
話もさせてもらって、こういう話があったということを伝えたいと思うので、よろ
しく願います。

川崎委員長 それでよろしいか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、請願第4号は、
起立全員にて採択すべきものと決定した。

委員長(川崎健二君)休憩を宣する。
(午前10時55分)

委員長(川崎健二君)再開を宣する。

(午前11時05分)

日程第2 議第91号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長（建設課長 中村則彦君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

建設 課長 おはようございます。それでは、議第91号、市道路線の認定についてご説明させていただきます。村上岩船地区1カ所である。こちらのほうは開発行為で整備された道路について市道の認定をお願いするものである。別記にある下の表、認定路線の幅員延長調書と路線説明図によりご説明させていただきます。弁天3号線である。こちらのほうは岩船上大町地内の介護施設建設に伴い、こちらの開発行為により整備された道路である。介護施設の施設名はケアサービスセンターやすらぎであって、こちらのほうである。認定路線の幅員延長調書をごらんいただきたいと思う。幅員が6メートルから8メートルで、延長が50.8メートルになる。道路の位置する場所であるが、右の図面をごらんいただきたいと思う。図面右上から幹線道路が左下のほうに伸びている。これが県道岩船港線で、若干中央部に石川にかかる弁天橋がある。その下のほうから岩船小学校のほうに向かう市道があって、これが市道町裏線、こちらの方を起点、黒丸である。そして矢印のほうであるが、こちらのほうは市道弁天2号線、この路線について新たに市道認定をお願いするものである。以上で説明を終わる。よろしく願います。

(質疑)

姫路 敏 市道から市道に抜けるのか。
建設 課長 市道から市道である。

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第91号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第92号 市道路線の廃止についてを議題とし、担当課長（建設課長 中村則彦君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

建設 課長 それでは、続いて議第92号である。市道路線の廃止についてである。よろしく願います。こちらのほうは、森林基幹道で岩船東部線、こちらの整備に伴い、林道と重複する区間の市道、これについて廃止するものである。林道岩船東部線については、朝日地区の笹平地内から関川村宮ノ前の区間を結ぶ延長21.9キロメートルの基幹林道で、事業者は新潟県である。今年度に工事着手が予定されているが、林道開設と重複する市道区間について市道を廃止する必要があるため、このたび市道山ノ花・上山田線を廃止させていただくものである。路線の起終点の地番については別記のとおりであるため、省略させていただく。廃止路線の位置についてであるが、右の市道路線説明図をごらんいただきたいと思う。最初に、右下の小さな四角で囲まれている位置図であるが、県道小揚猿沢線の笹平地内にある長津川にかかる天王

橋があるが、ここから山辺里地区の上山田に通じる市道がある。丸で囲まれた部分である。こちらのほうの廃止になっている。拡大図をごらんいただきたいと思う。図面上のほうの天王橋橋詰めの黒丸を起点として、山間部のほうに入って2点斜線の部分が旧村上市と朝日村の境になるが、矢印までの市道山ノ花・上山田線の廃止をお願いするものである。以上で説明を終わる。よろしく願う。

(質 疑)

- 本間 善和 課長、この延長というのはどのぐらいあったの。
建設 課長 524.5メートル（.....部分は12頁に発言訂正あり）になっている。
本間 善和 課長 この路線ではなかったか、水道管入っているというのは。
建設 課長 こちらのほうは水道管が入っている。
本間 善和 課長 今ちょっと説明聞いたのだけれども、補償で入れかえるというお話ちょっと聞いたのだけれども、それ間違いないか。
建設 課長 補償のほうで水道管を入れかえるという話を私も聞いている。詳しくは水道局長のほうから説明してもらおうので願う。
水道 局長 引き続き説明をさせていただくが、当該市道の区間には旧村上市の上山田地区、飲料水の供給施設、これ小規模な用水の施設であるが、そちらのほうに笹平地内から取水をして送水をしている。その送水管およそ延長が630メートルほどある。それについて今ほど建設課長から申し上げたとおり、県の振興局さんとの協議の中で補償でやっていたかということである。
姫路 敏 課長 もう一回確認したいのだけれども、笹平のほうの長津川から水取っているということか。
建設 課長 水源のお話だと思うので、水道局長とかわる。
水道 局長 長津川の本川ではなくて、沿川に井戸を掘っていてそこからくみ上げた水を、わかりやすく申し上げますとポンプで送水しているということである。
姫路 敏 局長 井戸の水というのは今現在でも上山田で使っているのか。
水道 局長 そのとおりである。
姫路 敏 課長 それとこれ説明のときに、まず今2番委員から延長の話出たけれども、廃線路線の延長というのは524.5メートルだと、今初めてここに聞いているのだけれども、幅員とかあるいは上山田笹平線になるのかな、本当の名前は。のうちの半分だとかの、これ全部で何ぼの路線のうち何ぼが廃線になるという、こういう説明はないのか。あと残りほどのぐらいあるのか。この図でいくと上山田の集落のあたりまでなのかなというのが、大体は見当つくのだが。
建設 課長 山ノ花・上山田線の幅員であるが、最小で1.0メートル、最大で6メートルである。先ほど若干触れさせてもらったけれども、旧朝日村のこちらのほう村道であって、その後旧村上市の市道にタッチして上山田のほうに入る道路になっていて、そちらの旧市町村境から上山田までの路線については、今回は廃止しないわけである。旧朝日村時代に認定された道路、こちらのところだけ廃止させていただく。
姫路 敏 課長 残る延長はどのぐらいあるのだ。これ当たり前のように聞かれる話だ。
建設 課長 全線廃止する。山ノ花・上山田線については全線廃止になる。残りは別路線になる。
姫路 敏 課長 要するに何を言いたいかという、笹平から上山田まで通じる村道と市道とあわせて、今村道のほうはいわゆる合併してから市道になって、それが一つになっているわけではない。そのうちの村道だった部分を今は廃止するのだよと、それはわか

る。つながっているのだから、上山田のはどのぐらい。大体500メートルぐらいかなとおおよその想像はつくのだが。

建設 課長 そちらのほうは今資料を持っていない、別路線になるものだから。
姫路 敏 後でいい。
建設 課長 後で調べてご説明する。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第92号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第93号 村上市上下水道事業審議会条例制定についてを議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長 改めましておはようございます。それでは、議第93号、村上市上下水道事業審議会条例制定についてご説明を申し上げます。本案は、村上市水道事業及び下水道事業において、経営基盤の強化や財政マネジメント等の向上に向け、またそれぞれの事業が安定してサービスを継続して提供することができるよう、その事業運営に必要な事項を調査審議していただく附属機関を設置するため制定するものである。制定内容としては、1Pめくっていただいて別記、村上市上下水道事業審議会条例に記載のとおり、第1条で審議会の設置目的、第2条で所掌事務を定めさせていただいているほか、第3条で委員について、第4条で委員の任期、第5条以降でその他審議会運営に必要な事項を定めさせていただいている。また、上下水道基本料金については、現在平成30年4月の全地区統一に向け段階的調整を行っているところではあるが、その後予定している従量料金の統一については、上下水道事業審議会において審議を行っていただくものである。以上で簡単ではあるが、説明のほう終わらせていただく。以上、よろしく願います。

（質疑）

姫路 敏 第3条のところの委員10人以内ということで、それぞれ学識を有する者というのは大学教授とか誰か心当たりの人いるのか。

下水道課長 今ほどのご質問の学識を有する者、今考えているのが経済経営に精通した方ということで、今委員がおっしゃられたように大学教授、そのほか公認会計士等を考えている。

姫路 敏 そうすると、これ以前私のほうも言ったことあるのだけれども、料金統一検討委員会ということで、平成21年ぐらいからやって統一の基本料金のほうは平成30年に向かってやるということで、それはそれでよしとして、今回条例改正、費用弁償も含めて附属機関としてやっていくということによろしいか、それで。

下水道課長 そのとおりである。

姫路 敏 3条の（3）のところの水道の利用者及び下水道の受益者という部分、これはどういった方を考えているのか。

下水道課長 こちらについては市内の方で一般公募で水道でいえば利用者、下水道でいえば受益

者を予定している。

姫路 敏

基本料金そうやって今やっている途中なのだが、前にも下水道の話を私もちよっとしたことあるけれども、まだ仲間町のほう、これからいわゆる負担金をお支払いした上で下水道料金をお支払いしていくということ、これから出てくるのだろうかけれども、ほかの旧町村部のほうはもうつなげばいいだけで皆進んでいっているけれども、まだ旧村上市の場合はそういったところ残っているのだけれども、そういったところの人なのか、あるいは公募と言いながらも感覚が違うわけだ、全然。要するに神林に住まれている方の下水道の料金というのは高いなという意識がいっぱいあると思う。ただし、おまえた負担金払っていないだろうという話にかかわってくるのだけれども、旧村上市から言わせれば。我々は仲間町も含め何百万ものの負担金を払いながら、そのかわり下水道の料金はとりあえずはほかよりもちょっと安目に設定してということと走っているところもあるのだけれども、そういうところから来る人と、極端な話、神林から来る人と村上から来る人では全く意見が違うと思う。その辺の考え方でどういうふうを選ぶのか。公募はわかるのだ、5市町村も合併して一つになっているので、そこら辺の考え方ちょっと教えてもらえる。

下水道課長

確かに今委員がおっしゃられるとおり、地区ごとによって考え方が違うと思う、そのとおりだと思う。その中で今10名以内ということで、あくまでも予定しているのか、私ども今2名ほど予定しているところである。それで一般公募でどこから出てくるかというところが本当にわからないところではあるのだけれども、その中でやはり使用者、受益者の方の意見もまずお聞きしながら。それ以外の先ほどの学識を有する方とか関係諸団体、こちらについては消費者協会であったりとか、それらの皆さんの中で検討していただく中で、最終的に村上市全域の料金を検討していただくと。だから高いところ安いところあるかと思うのだが、それは審議会の中で意見は意見として出てくるかとは思っているのだけれども、それはあくまでも審議会でお諮りいただければというふうに考えているところである。

姫路 敏

だから結局、学識を有する者というのは例えば新潟大学の先生とかマネジメントの得意な人とか何人かいらっしゃると思う、教授でも。そういう方にちょっと来てもらって、今後の上下水道関係のいわゆる収支関係もにらみながらのということだと思える。公認会計士とか税理士さんというのはここにお住まいの方々だよ、大体は。そうなってくると、その人たちだって上水道を使っているし、下水道を使っているわけだ。私が言いたいのは、はっきり言ってマネジメントとかそういったところに関係する部分で、そういうご意見を聞く人に対して公募して、ある程度そういったところにたけているような人を入れ込まないと、ただ文句言いたいような人が入ってくると、これ容易でないなと思う。だから、確かにここには水道の利用者及び下水道の受益者だけのために選ぶのではなくて、いわゆる関係諸団体に属する者だって、結局そういうところで飲んでいるし使っているわけだから、それでもいいのではないかな。わざわざこんなつける必要性がどこにあるのかなと思ったわけである。だから、お選びになるときにはその辺も踏まえて経営状態を見れるような、ちょっと知識のある方に絞り込んでいけるような方をやらないと難しいなというのがあるのだけれども、公募は誰でもできるということ。公募に何か条件つけられればちょっと違うかもしれないのだけれども、その辺いかがか。

下水道課長

今ほど委員がおっしゃられるとおりだと思う。その中で上下水道事業審議会については、今ほどもお話あったように、やはり経営という面も見ていただかなければな

らないと。それで平成32年の4月から公営企業化ということで下水道、それと簡易水道事業動いているわけなのだけれども、料金設定についてもやはり公募というものの、やはりどういう方が応募されてくるかわからないのだけれども、それぞれの事業の経営内容、それらも見えていただきながら料金を検討していただくと。それで今後の事業のあり方そのものも含めてトータルで考えていただいて、料金を設定していただくということで考えている。また、あわせてこのたび従量料金の統一ということであるけれども、それぞれ確かに今建設中のところ、また建設が終わって30年もたっているところ、維持管理費等も違うわけなのだけれども、市内全域料金統一ということであるので、その中でそれぞれの事業運営をしていく中で適正な価格を審議会の中で、経営状況を見ていただきながら審査していただくというふうな形で、一般公募の方についてもそれなりに、どなたが出てくるかわからないけれども、そういうことを認識していただいて、審議していただければというふうに考えているところである。

姫路 敏 そうすれば、この委員会というのは平成30年の4月から従量料金についても段階的に見ていくとか何とかとさっき説明していたけれども、1年でやるわけか。

下水道課長 平成30年の4月には基本料金統一ということで、基本料金が一緒になるということである。それで従量料金についてはその後ということなので、本年度審議会を設置させていただいて、そこで十分審議をしていただいて、その中で改定の時期というものもいろいろ審議していただいて、答申を受ければなというふうに考えているところである。

姫路 敏 そうすれば、何年間ぐらいこの委員会は設置して、その委員会の結論的に村上市にいろいろと諮問されて、いろいろ意見交換もしてやっていくのだろうけれども、その答えを出すという時期はいつごろを狙っているか。

下水道課長 事務局のほうとしては、平成32年度に統一できればなというふうには考えている。

姫路 敏 平成29年度今つくって、平成30、31、32と4年ちょっとの間か。

下水道課長 平成29年度、今年度つくって、平成31年度の早い時期にできればな。というのは、その後市民の方への説明会であったりとか、やはり議会のほうのご説明であったり、そういう広報周知等も必要かと思っている。その中で全部決まってこちらのほうの今の案としては、平成32年4月に広報等も終わって改定できればというふうに考えている。

姫路 敏 これ非常に委員会の設置、委員会でやろうとしていることというのは、直接的に市民に負担もあるし、水道料金にみんなはね返ってくるから、慎重にかかっていたら、先ほど言う委員の選定もそうだし、やらないと、ふたあけて説明会行ってみたら、なんだよなんていうような声が上がってくる、下手すると。そんなようなことになりかねないので。議会何していたのだよということもあり得るので、私これだけ質問しているのは、本当にしっかりとやっていてもらいたいし、また設置後には、これ賛同するけれども、私は。後にはしっかりと報告も兼ねて随時やってもらいたいと思うが、いかがか、それ。

下水道課長 ありがとうございます。そのとおりに進めていきたいと考えている。

川村 敏晴 審議会の会議の開催数なのだが、年間どの程度考えている。

下水道課長 今年度は3回ほど考えている。次年度は3から5回ぐらいというふうに考えている。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第93号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

建設 課長 先ほどの件よろしいか、市道廃止の件である。済みません。初めに訂正をひとつお願いします。先ほど朝日側の山ノ花・上山田線であるが、延長に誤りがあったので、訂正させていただく。624.8メートルである。大変失礼した。続いて、村上側のほうの路線である。これ市道山ノ花線で延長が524.5メートルである。ちょっと勘違いして山ノ花線のほうの数字を申し上げてしまった。幅員が最小2.4、最大3.1メートルである。以上である。

姫路 敏
建設 課長 普通もう車だのは走れなかったのか、ちょこっとそこだけ。
車はほとんど走れない状態になっている。

日程第5 議第94号 11t級除雪ドーザ(サイドスライドアングリングプラウ)購入契約の締結についてを議題とし、担当課長(建設課長 中村則彦君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

建設 課長 お願いします。議第94号、11t級の除雪ドーザの購入契約の締結についてである。本案については、平成29年4月26日に指名競争入札に付した11t級除雪ドーザ(サイドスライドアングリングプラウ)について購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をお願いするものである。資料に基づき説明させていただく。契約金額であるが2,881万3,782円である。契約の相手方であるが、コマツ建機販売株式会社関越カンパニーと仮契約をしている。内容をご説明する。資料1をごらんいただきたいと思う。1の概要である。除雪機械の老朽化に伴い、除雪車を購入するものである。数量であるが、11t級の除雪ドーザ2台になる。排土板の形式であるが、サイドスライドアングリングプラウ形式になっている。性能諸元と主要装備については記載のとおりである。次のページの資料2をごらんいただきたいと思う。ドーザの写真を添付しているが、このようなドーザである。以上である。よろしく願います。

(質疑)

姫路 敏
建設 課長 ちなみに老朽化された除雪車というのはどうなるのか。
こちらのほうは建設課から財政課のほうに所管がえして、もう既に入札でよその方のほうに行き渡っている。

姫路 敏 大体幾らぐらいで誰に、どのような方にいったのか、ちょっとわかれば教えてもらいたい。

建設 課長 今回2台あって、1台が約380万円、もう一台が約220万円というようなことで願います。

姫路 敏 それで買った人がいるということだね。

建設 課長 こちらのほうは入札に付して落札者がこの値段で購入している。

姫路 敏 どんなお仕事をなさっている方か、自治体とか。

建設 課長
 姫路 敏 こちらのほうは市内の解体業者、スクラップ業者、こちらの方になる。入札で2台、これはこれでいいのだろうけれども、何で聞いたかというとその2台というのを有効活用、別に売らなくても動かせるのではないかなど、こう思うわけ。こういうわけではないのだ。

建設 課長 このうち1台はオイル漏れがして、その修理費に多額の費用がかかるというようなことで、再利用を断念しているし、もう一台については非常に老朽化が著しいものだから、こちらのほうも再利用を断念している。

姫路 敏
 建設 課長 排土板のところの下についているの、あれは取りかえられるわけだろう、これも。こちらのタイプはサイドスライドアングリングプラウというタイプであるが、こういう排土板がついている。今委員おっしゃるように下の部分については取りかえができる。サイドリングアングリングプラウという排土板であるが、普通の除雪車だところ押していくわけだけれども、これちょっと路肩のほうに寄せてぐっと押していられる、そういうタイプの除雪車である。

本間 清人 ちなみにこの指名競争入札による契約なのだが、指名競争入札には何社を指名したのか。

建設 課長 4社指名して1社辞退している。3社で入札行っている。

本間 清人 当然メーカーごとに性能だったり、今のこれがこう動いていたりというの、こんなになったり、こんなになったりするのいろいろある。それによって当然価格帯は違うから、ただこういう入札の場合はどうなのか、ただ安ければそこに決まるのか。

建設 課長 こちらのほうは仕様書を提示して、そちらの仕様にあった規格の除雪車で入札するという形になっている。仕様書には例えば馬力とかそういうものを細かく書いている。今回は代表的なもので示させてもらっているが、仕様書のほうに細かく記載している。

本間 清人 この2台は今その車庫にあると同じように、そこに保管になるのか、それともこれ契約になったら、例えば市内七十数社の建設業協会のどこかに、委託をお願いしているところにずっと保管も一緒をお願いするのか、その辺どっちなのか。

建設 課長 この除雪車2台については、業者のほうに貸し与えて除雪をしていただく、2台ともそうである。格納場所については市の格納庫、こちらのほうに格納しておいて、除雪のシーズンになったら業者のほうに持って行ってもらうような形になっている。

本間 清人 そうすると、それは毎年このローダーを使う業者は一定の業者ではなくて、例えば一定の路線をやっている業者ではなくて、毎年毎年順繰りになるのか、それとも例えば何々組さんにことし契約になって、ことし購入してくる、11月か12月に来る。そしたらそのA業者に貸与するよということが決まったら、その業者がずっとなるのか。

建設 課長 この除雪車にはみんな番号がついていて、今業者さんが使っている除雪車が老朽化した。その業者さんのほうに今購入した除雪車を使ってもらうというふうな形でやっている。特定されるということ、購入した機械は特定した業者にお預けするという、そんな方式をとっている。

本間 清人 そうすれば、例えば除雪の契約の仕方では、例えば今こういう機械を重機を建設業者の方々が自社のもを持ってなかなかやるのが、維持もあるので除雪の期間だけ結局リースをしてやるわけではないか。そうすると、その業者の入札の基準は恐ら

くそのリース料からメンテ分を含めた契約になるのだろうけれども、でもこれは市で購入したものをそこに貸与するわけだから、そうすると協定の取り決めというか、業者の例えば縦の線と横の線と、うちのあたりなんかでもそこはおらのほうではない、何々組なのだとか、そういうふうになるわけではないか、本当に隣の道なのに。そういうところというのはどういうふうになるのか。

建設 課長 まず1点、契約についてはもちろん市の機械を貸し与えるわけだから、機械の経費というのがないものだから当然契約金は違う。それと今ほど委員言ったように場所であるが、その場所については私ども時間ロスがないように、なるべく除雪路線を決めて各社にお願いしているが、確かにひとつ隣の路線が別業者に入るというふうなケースはあるけれども、なるべくはロスがないようにというふうなことで、除雪路線については業者のほうにお願いしている。

姫路 敏 村上市の車両、これ除雪用だけれども、市の車両というのは入札しないのだ。いわゆる整備協会に任せているのだ。要するに市の何々車、市長の車をあれするといつても、それで入札したりしないで村上市整備協会に出して、そこで車を納入するというか。これは入札して行って指名競争で3社になってというような形なのだけれども、その辺とのやりとりというのはどんなふうになっているのか。

建設 課長 除雪ドーザというのは特殊な機械であって、日本国内でも数社しか製造販売していないというふうなこともあって、市内業者のほうということの入札ではちょっとできないような状況になっている。

本間 善和 先ほど老朽化と言ったけれども、消防車なんか耐用年数という年数があるのだけれども、こういうドーザの耐用年数でいっているものなのか、更新というのはどういう。

建設 課長 除雪ドーザの場合は、法定耐用年数が5年になる。そしてロータリーは6年になる。ただ、私どものひとつ目安として20年は使おうというようなことで、20年超えたら更新を考えようということ、とにかく20年までは我慢しようというふうなことで、一番安い状態のことを狙って、修理費かからない、しかも新しいものを使うと、そんなところのひとつの線引きを20年というふうなことで捉えている。

本間 善和 それから、仕様書なんかには多分出てくると思うのだけれども、ドーザの消耗品、非常にチェーン、除雪するときのかいチェーンが消耗していくと思うのだけれども、当然初期の場合は仕様書に1期目のやつは入っていると思うのだけれども、その確認。

建設 課長 委員おっしゃるとおり、最初導入するときはタイヤチェーンと一緒に納品してもらって、そういう契約になっている。その後タイヤチェーンは肉盛りしたりとか維持して行って、使えなくなれば新しいものを今度市の経費でもって、単費経費でもって購入するというふうなことをやっている。

本間 清人 これ除雪費というのは当然100%交付金なわけだけれども、この購入のやつというのは交付金。

建設 課長 私どものほうは一つは交付金を使って買っているし、そのほか過疎債、こちらの方を使わせていただいて買わせていただいている。この案件2台については過疎債、こちらの方を使って購入している。

本間 清人 それって100%充当。

建設 課長 過疎債は借り上げた、起債した費用について後年度に70%の交付税算入があるというふうな、そういうふうな条件である。

〔委員外議員〕

竹内喜代嗣 落札率は99%くらいか。
建設 課長 計算している。
竹内喜代嗣 後からでいい。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第94号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

建設 課長 ただいまの落札率であるが、70.2%である。

日程第6 議第98号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長 それでは、議第98号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について概要をご説明させていただく。このたびの補正については、今定例会で上程させていただいている村上市上下水道事業審議会条例制定に係るものであって、当該審議会の運営経費として補正をお願いするものである。議案書の1P、第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ50万円を追加し、予算の規模を49億950万円とさせていただいた。歳入歳出の主なものについては、説明書によりご説明申し上げます。7、8Pをお開きください。歳入の第5款1項1目繰越金については、前年度からの繰越金26万1,000円を追加させていただいた。第6款諸収入、4項1目雑入については、村上市上下水道事業審議会運営に係る村上市水道局からの負担分収入として23万9,000円を追加させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。9、10Pをお開きください。第1款1項1目の総務管理費、10Pの説明欄で1、公共下水道事業総務管理経費48万円については、村上市上下水道事業審議会委員の報酬3回分として19万円を、また費用弁償として29万円を追加させていただいたものである。次に、第3款1項1目の予備費については、端数調整のため2万円を追加させていただいた。以上で説明を終わらせていただく。よろしく願います。

（質疑）

姫路 敏 これ3回で19万円、10人でしょう。1人1万9,000円の1回当たり大体六千二、三百円ということになるよね。安いのではないかなと思うが、偉い人を持ってくる割には、どうなのか。

下水道課長 委員報酬については委員が1回当たりの6,300円、委員長が6,500円となっている。それでそれぞれ計算していくと、今の報酬10名分3回で19万円ということになる。

姫路 敏 費用弁償というのはどういう。

下水道課長 こちらについては旅費を見ている。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第98号は、起

立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第7 議第99号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長（水道局長 川村甚一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

水道局長 それでは、議第99号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。1Pをごらんいただきたいと思います。第2条で収益的支出の補正である。支出で第1款水道事業費用、第1項営業費用を24万円増額して、収益的支出の予算を10億5,540万5,000円とさせていただくものである。補正の内容については、2P目、3P目をごらんいただきたいが、実施計画説明書の中で収益的収入及び支出の支出において1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費で今ほど下水道課長から説明があった上下水道事業審議会の運営にかかわる委員報酬等の経費の2分の1、24万円を下水道事業特別会計へ負担金として支出させていただくものである。以上である。

（質疑）

本間 善和 水道局長、24万円下水道会計にやるということだよね。下水道会計に23万9,000円、1,000円ちょっと合わないような気がするのだけれども。

水道局長 予算上については1,000円以下を歳入についてはそれを切り捨て、23万9,000円を見込んで下水道の会計では見込んでいると。私ども支出については実際のところ23万9,520円の支出を予定していて、これを1,000円の決算での額にかえたということになると思うが、そんな関係で24万円とさせていただいた。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第99号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（川崎健二君）閉会を宣する。

（午前11時57分）